

種苗法改定は 何を残したか

文〓編集部

「種苗法の一部を改正する法律案」（以下「改定案」）が先の第203回国会（臨時国会）に上程され、立憲民主、共産を

のぞく各党の賛成多数で可決・成立した。この改定案は第201回国会（2020年春の通常国会）で継続審議となっていたものであるが、今回は野党2党の反対はあったものの、比較的すんなり通ったようにみえる。

だが、改定案をめぐっては20年春以来、国民的な関心が寄せられ、農家も賛成・反対に分かれて激しい議論がかわされてきた。今回の改定が残した問題は大きく、法案が通ったからといって、けっして忘れてはならないと考える。

品種の海外流出防止がねらいというが

そもそもこの改定案は17年ごろから広く話題になり始めた、野菜や果樹などの人気品種の海外流出問題に端を発している。18年2月の平昌オリンピックでは、

日本の女子カーリングチームが「もぐもぐタイム」に韓国産イチゴをおいしそうに食べていたが、この品種が日本のレッドパールや章姫などを親に育種されたものだったため、新聞やテレビで大きく取り上げられることになった。また、ブドウの超人気品種「シャインマスカット」の中国への流出や、熊本県が育成したイグサの「ひのみどり」の中国からの逆輸

種苗法改定に
異議あり！

ダイコンの花

入も問題にされた。

こうした種苗の流出がなければ、アジアの多額の消費分が日本産で賄われ、日本の輸出は〇〇億円増えていたはず、と皮算用する論調もみられ、農水省も積極的にこうしたデータを提供した。そして現行法のもとで、登録品種のうち農家の自家増殖を禁止する品目を急激に増やしてきた。